

## 【20160139】土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業（美里町）

- ・ 本事業は、「熊本地震復興基金」を活用して「土砂災害特別警戒区域」からの移転を促進する事業であり、美里町の他、県下の市町村でも実施されている。
- ・ 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内の自己用住宅に区域指定前から居住し、本地震により被災者生活再建支援制度の受給対象となった被災者の中で、再建（移転・建替え）が必要となった方に対し「被災住宅再建支援事業」として、従来の「土砂災害危険住宅移転促進事業」を拡充。
- ・ なお、美里町における本事業の対象世帯は6戸程度であり、うち2戸については、本制度を活用する予定である。

熊本地震による住宅被災者の皆様へ 再建時の移転費・住宅補強費を支援します

### 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援について

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々へ、安全な区域へ移転される際の費用の一部を平成27年度から支援しています（土砂災害危険住宅移転促進事業）。

**制度拡充**

**熊本地震により被災された方**（被災者生活再建支援制度<sup>※</sup>の受給対象者）へも支援対象を広げました。

<sup>※</sup>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度

**対象住宅**（空き家・賃貸住宅除く）

**事業要件**

- ◎現在お住まいの住宅の除却
- ◎県内の安全な区域（レッドゾーン、イエローゾーン外）への移転

**支援内容**

- ◎移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費
- ◎移転経費（動産移転費等）
- ◎アパート等の賃貸費（1年間）
- ◎現住宅の除却費等

**最高300万円**

●事業（再建）に着手されている場合、又は完了している場合も事業の対象となります。

**移転が困難で、やむを得ず現地再建をされる方へ** **新規創設**

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で住宅を再建される際は、建築基準法で規定された住宅補強が必要です。これらの補強費用の一部を支援します。

**対象住宅** 地震により倒壊

**倒壊**

レッド内の住宅再建では住宅補強が必要

**支援内容**

- ◎住宅補強の工事に要する費用
- ◎住宅補強のために必要な設計に要する費用

**最高150万円（上記費用×1/2）**

**お問い合わせ**

- 美里町役場（総務庁舎） 建設課 TEL.0964-47-1113
- 熊本県砂防課 防災管理班（手續全般） TEL.096-333-2553
- 熊本県建築課 建築物安全推進班（補強方法） TEL.096-333-2535

熊本県住宅移転 検索  
 熊本県住宅移転 検索  
 熊本県住宅移転 検索  
 熊本県住宅移転 検索

図 美里町被災住宅再建支援事業について

（出典）美里町「土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業」

## 【20160140】災害公営住宅の整備（南阿蘇村）

- ・ 住宅を滅失し、自力では住宅再建が難しい被災者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅の整備を実施する事業として、南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業を実施した。この事業は、大工・工務店など、県内の民間事業者が、災害公営住宅として整備する木造住宅等を村が買い取るにより、災害公営住宅の整備を迅速かつ円滑に推進することを目的とした。
- ・ なお、南阿蘇村では発災時に建設系の職員が少なく、速やかな施策遂行のため、県と協議し、直接建設方法（県委託）だけではなく民間事業者に発注する買取方法を併用した。

表 南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業のスケジュール

事業者募集要領等の公表・配布	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 16 日（火）
事業説明会の開催	平成 29 年 12 月 22 日（金）
参加表明に関する質問書の受付	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 12 日（金）
参加表明に関する質問への回答・公表	平成 30 年 1 月 15 日（月）
参加表明書の提出	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 16 日（火）
参加表明書に関する事前相談期間 <第 1 回目>	平成 29 年 12 月 18 日（月）～ 平成 30 年 1 月 12 日（金）
事業者募集要領等に関する質問書の受付 <第 1 回目>	平成 30 年 1 月 15 日（月）
事業者募集要領等に関する質問への 回答・公表 <第 2 回目>	平成 30 年 1 月 19 日（金）～ 平成 1 月 26 日（金）
事業者募集要領等に関する質問書の受付 <第 2 回目>	平成 30 年 1 月 29 日（月）
事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	
参加表明資格審査結果公表及び通知	平成 30 年 1 月 19 日（金）
提案書の提出	平成 30 年 1 月 19 日（金）～
提案書提出に関する事前相談期間	平成 30 年 2 月 6 日（火）
選定事業者の決定	平成 30 年 2 月 21 日（水）（予定）
基本協定締結	平成 30 年 2 月下旬
設計確認（開発許可、住宅性能評価）	平成 30 年 6 月下旬
売買契約	平成 30 年 7 月上旬
建設工期（完成検査完了の日まで）	平成 30 年 7 月上旬～平成 31 年 2 月下旬
売買（変更）契約	平成 31 年 2 月中旬
買取検査	平成 31 年 3 月上旬
住宅等の引渡し	平成 31 年 3 月中旬 (本事業における最終引渡期限)

※ 上旬とは月の 1 日～10 日、中旬とは月の 10 日～20 日、下旬とは 20 日～月の最終日  
を示すものである。

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業について」

- ・ 上記事業スケジュール以外にも、平成 29 年 9 月に「長期非難世帯」指定解除前から住民向けの説明会・相談会を定期的実施している。具体的には、平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月に全 8 地区を対象とした住民説明会、平成 29 年 6 月に計 3 回の個別相談会を開催している。
- ・ 指定解除後の平成 29 年 10 月からは、南阿蘇村各 8 地区の復興村づくり協議会が主体となり、復旧・復興や既存への取り組みについて検討を行っている。平成 29 年度は、今後の生活道路の復旧等について協議された。

## (9) 被災者への経済的支援

### 【20160141】生活福祉資金貸付（熊本県）

○熊本県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の特例貸付

- 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的としている。
- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、特例的に貸付償還期間を延長（返済期間＝20年以内）した「住宅の補修（250万円以内）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費（150万円以内）」の貸付を実施した。

熊本地震による被災者の皆様へのご案内

## 生活福祉資金 福祉費

（住宅補修費・災害援護費）

生活福祉資金福祉資金の福祉費とは、低所得世帯<sup>※1</sup>や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。  
今回の熊本地震で被災された皆様の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に償還期間（返済の期間）等を延長してお貸しします。

**※1 熊本地震を起因として勤務先の休業等により低所得となった場合を含みます。**

◆ 貸付内容 ◆

- 貸付限度額 ① 住宅の補修・保全等のための資金 250万円以内  
② 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円以内  
(家具什物の買い替えや外壁、断熱の補修など(生活費は除く))
- 償還期間 貸付の日から2年以内  
償還期間終了後20年以内
- 連帯保証人 原則として1人必要(いない場合も借入申請は可能です。)
- 貸付利率 無利率(連帯保証人ありの場合)又は1.5%(連帯保証人なしの場合)

◆ 申込に必要なもの ◆

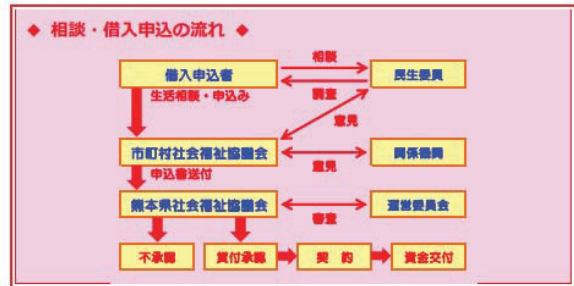
- ◎ 住民票簿本(全部記載)
- ◎ 平成27年分所得・課税証明書(所得証明書及び課税証明書)
- ◎ 罹災証明書
- ◎ その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類

**※ 住宅計画書や見積書など、資金の使途により提出していただく書類が異なりますので、市町村の社会福祉協議会にご相談ください。**

◆ 相談窓口 ◆

- ◎ 居住する地区の民生委員または市町村の社会福祉協議会が相談窓口となります。

**※ この資金は、世帯の安定を図ることを目的としていますので、申込から返済が終了するまで、お住まいの地域の民生委員が相談、援助活動を行います。**



#### ◆ 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
熊本市	096-322-2331	玉東町	0968-85-3150	甲佐町	096-234-1192
八代市	0965-62-8228	和水町	0968-34-2366	山都町	0967-82-3345
人吉市	0966-24-9192	南関町	0968-69-9020	氷川町	0965-52-5075
荒尾市	0968-66-2993	長洲町	0968-78-1440	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	大津町	096-293-2027	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	菊陽町	096-232-3593	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	南小国町	0967-42-1501	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	小国町	0967-46-5575	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	産山村	0967-23-9300	瀬前町	0966-43-4117
宇土市	0964-23-3756	高森町	0967-62-2158	水上村	0966-44-0782
上天草市	0969-56-2455	南阿蘇村	0967-67-0294	相良村	0966-35-0093
宇城市	0964-32-1316	西原村	096-279-4141	五木村	0966-37-2333
阿蘇市	0967-32-1127	御船町	096-282-0785	山江村	0966-24-1508
合志市	096-242-7000	嘉島町	096-237-2981	球磨村	0966-32-0022
美里町	0964-47-0065	益城町	096-214-5566	苓北町	0969-35-1270

※お問い合わせ等は、各市町村社会福祉協議会をお願いします。

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本中央区南千反畑町3番7号

TEL：096-324-5475

図 生活福祉金のお知らせ

(出典) 熊本県「県社協からのお知らせ 生活福祉資金 福祉費（住宅補修費、災害援護費）の特例措置について」

## 【20160142】 義援金の配分（宇土市）

### ○市独自の義援金の配分

- ・ 県の支援や義援金の対象から漏れた人に対して、宇土市に直接寄せられた義援金を配分した。具体的には、熊本地震や豪雨災害により、家屋が一部損壊（または床上浸水）となった世帯で、修繕に30万円以上の費用を要した世帯を対象とした。
- ・ 対象となる修繕工事の費用が100万円を超える世帯は、熊本地震義援金の配分対象であったため、30万円以上を対象とし、修繕対象箇所も拡充した。
- ・ 平成30年2月、既に義援金を受給している対象者（県からの義援金を含む）に対して、死亡者を除き一律2万円を追加配分した。また、一部損壊世帯で家屋を解体し、かつ新たに住宅を新築又は物件を購入した世帯を対象の義援金を新設した。
- ・ なお、義援金の原資は、平成29年10月末時点で、83,035,684円であった。

表 義援金の対象

対象世帯	次の(1)～(3)の要件をすべて満たす世帯 1.住家が一部損壊（または床上浸水）の判定を受け、修理費に30万円以上支払った世帯 2.熊本地震発生時に宇土市にお住まいだった世帯 3.修繕に100万円以上を要した一部損壊世帯への熊本地震義援金の配分対象となっていない世帯 ※一つの家屋に複数の世帯がある場合は、いずれか一つの世帯のみ対象 ※アパート、借家（マンションを除く）の修繕に関しては、居住者が修繕費を自己負担した場合のみ対象 ※市独自義援金受給後に、修繕箇所の追加やり災区分の変更（例：一部損壊→半壊）があり、熊本地震義援金の対象となっても再申請は不可。修繕がお済みでない方やり災区分の再調査中の方は完了後に申請
対象経費	地震の被害を受けた箇所の修理とし、外構（門、車庫、塀等）の工事、家電製品の修理等は除く。 ※内装工事（壁紙、天井の仕上げ、ふすま、畳）も対象
義援金額	・修繕費が30万円以上50万円未満：4万円（当初、2万円） ・修繕費が50万円以上：5万円（当初、3万円）

（出典）宇土市「宇土市独自義援金」

表 義援金の支払い金額・件数

市独自区分	金額	件数	合計
修理費30万円～50万円	40,000	82	3,280,000
修理費50万円以上	50,000	196	9,800,000
一部損壊住宅解体・再建	120,000	1	120,000

県義援金への上乗せ	金額	件数	合計
死亡者	50,000	11	550,000
重傷者	20,000	22	440,000
住家被害	20,000	2,410	48,200,000

総計	62,390,000
----	------------

（出典）宇土市からの提供資料より作成（平成30年3月19日まで支給分）

## (10) メンタルヘルスケアの充実

### 【20160143】医師・看護師等による避難所等巡回（熊本市）

- ・ 熊本市市民病院が被災した院内での医療活動ができなかったため、本震後の平成 28 年 4 月 18 日より、医師・看護師等でチーム編成の上、各避難所を巡回し、医療・救護活動を行った。
- ・ 各避難所を巡回するに当たって、医療チームは医師 3 名・看護師 2 名・薬剤師 1 名・医療技術技師 1 名で編成し、主に避難者の健康面等の相談や、簡単な処方等を実施した。感染対策チームは医師 1 名・看護師 1 名・医療技術員 1 名で編成し、主に感染のケアや衛生面についての指導および衛生物品（マスク・消毒薬・石鹸等）の提供を行った。口腔ケアチームは医師 1 名、看護師 1 名、歯科衛生士 1 名、言語聴覚士 1 名、栄養士 1 名で編成し、特に高齢者を中心にケアが必要な避難者への指導や相談等を実施した。リハビリ専門チームは医師 1 名、看護師 1 名、理学療法士 1 名で編成し、避難所で動かない避難者等へ運動の促進や、足や手などの可動指導などを実施した。いずれのチームも朝 10 時から夕方まで、1 日に 3~4 か所の避難所を巡回し、平成 28 年 6 月 17 日まで継続した。
- ・ 機能を縮小した熊本市市民病院の看護師等は、避難所巡回以外にも以下のような様々な被災者支援を担った。
  - 固定診療所の設置
  - ボランティアセンターにおけるボランティアのケア
  - 在宅避難者巡回訪問
  - エコノミークラス症候群防止活動
  - 他病院や他被災地への医療関係者の派遣
  - 被災者や職員の心のケア
  - 地域支え合いセンターの相談員

## (11) 公共施設等の災害復旧

### 【20160144】施設等の応急復旧対応と業務継続・再開（熊本県）

- ・ 平成 28 年内の公共施設の応急復旧対応について以下に示す。
- 庁舎
- ・ 県庁舎（行政棟本館・新館）においては、地震発生直後より設備の点検を行い、庁舎機能を継続した。なお、敷地外周部に設けられた石垣等は、公道側に崩落したため、撤去した。
  - ・ 総合庁舎等においては、被災後緊急点検・被災度区分調査・設計及び緊急修繕工事を行った。また、県央広域本部土木部は、九州農政局八王寺分室に仮移転した。
- 医療衛生施設
- ・ （熊本市市民病院）法律に定める一類感染症患者を受け入れるためには、特別な病室の構造が必要であるが、その指定を受けている熊本市市民病院が被災した。移転再建には相当の期間を要し、再建費用も高額になるため、国の財政支援や場合によっては県の支援も必要となった。新生児集中治療室（NICU）に入院していた患者は、県内外の周産期母子医療センターに搬送された。
  - ・ （熊本県立こころの医療センター）病院建物本体については、一部損傷等（漏水、病棟と回廊のジョイント部分の段差など）はあるものの、ライフライン等に大きな被害はなく、病院機能は継続した。被災した他病院の入院患者が転院するまでの一時避難場所として、体育館へ計 67 名を受け入れた。また、他病院の入院患者 8 名を受け入れた（いずれも既に退院）。また、近隣住民等のために、平成 28 年 5 月 17 日まで 1 階待合ホールを避難用に開放（平日は外来診療に支障がないよう夜間のみ開放）し、多い日で 20 名程度を受け入れた。
- 社会福祉施設
- ・ （保育所・放課後児童クラブ）益城町に放課後児童クラブ 2 棟及び子育て支援拠点 1 棟の計 3 棟を設置し、児童の生活の場、未就学児を持つ親子の交流の場を確保した。南阿蘇村の津町室南出口仮設団地内に、保育所及び放課後児童クラブの仮設の代替施設を設置し、当面の保育の場を確保した。一方、保育所・放課後児童クラブの代替施設を設置する適切な場所がない地域では、選定に長期間を要した。
  - ・ （高齢者関係福祉施設等）3,354 施設への被害調査に、多大な労力、時間を要した。被害が大きかった施設等においては、介護サービスの提供に支障が生じないように、一時的に入所者を別の施設や系列の他事業所への移送が必要となった。周知方法は県 HP への掲載や FAX を活用したが、補助

制度や手続等の解説がなく、説明に時間を要した。

#### ○その他

- ・ 消防学校は、本校舎については使用可であったが、屋内訓練場、武道場及び救急棟は使用不可となった。また、寄宿舎も点検・修繕を要した。
- ・ 警察本部は、被害を受けた施設を中心に応急危険度判定を行い、特に緊急に対応すべきものについては、応急復旧工事を実施した。
- ・ 食肉衛生検査所は、耐震上問題は発生しなかったが、施設が老朽化しているため、雨漏り防止やバイオハザードの観点から施設の整備が急務となった。
- ・ 動物管理センターは、研修棟（管理人棟）は今回の地震で屋根や排水設備が破損し、解体する必要が生じた。再整備については、動物愛護管理機能の強化等、今後の施設の在り方を含めた総括的な検討を行った上で、施設復旧を考える必要が生じた。
- ・ 道路や河川・砂防ほか公共施設等の早期の復旧・復興を図るため、震災関連等工事に係る入札制度の見直し及び円滑な施工確保対策を講じた。

## (12) 防災活動体制の強化

### 【20160145】 減災につながった事前の準備・整備（熊本県）

#### ○危機管理部門のOB職員への早期の応援依頼

- ・ 熊本県は、「大規模災害対応業務に従事する職員名簿取扱要領」に基づき、危機管理防災課及び消防保安課に所属した職員（異動後3年以内の者）を非常時に参集する体制を整えていた。（震災後5年以内に延長）
- ・ 震災時は、当該職員に応援依頼を行い、早期に人員及び初動体制を確保することができた。

#### ○平時からの関係構築

- ・ 自衛隊、消防等と日頃から現場レベル、幹部レベル双方で「顔の見える関係」を構築しており、躊躇なく災害派遣要請ができた。

#### ○ヘリコプターの防災駐機場の整備

- ・ 九州において広範囲かつ大規模な災害が発生した場合に熊本県が九州の広域的防災拠点としての役割を担う体制を整備するため策定した「九州を支える広域防災拠点構想（平成26年1月熊本県策定）」に基づき、阿蘇くまもと空港にヘリコプターの防災駐機場を整備していた。同防災駐機場は、熊本地震の際に、他地域からの応援ヘリ150機の受入拠点として機能した。

#### ○下水道BCPの策定

- ・ 県では、平成27年5月までに県流域下水道及び県内下水道関係全31市町村において、「下水道BCP」の策定を完了し、平成27年9月までに、県流域下水道及び県内23市町村において、個別に実地訓練（緊急点検）を実施していた。
- ・ さらに、大型台風襲来等に伴う下水道施設電源の喪失（停電）を想定し、平成27年12月18日に、熊本県及び県内下水道関係全市町村間の連携強化を図るため、県内では当時初となる「下水道BCPに基づく県下一斉合同訓練」を実施していた。
- ・ これら「下水道BCP」とそれに基づく訓練の実施により、益城町等の市町村では、比較的円滑に初動対応を行うことができたものと考えられている。

## 【20160146】 減災につながった事前の準備・整備（熊本市）

### ○マンホールトイレの整備

- ・ 平成 25 年 3 月に策定された「熊本市下水道総合地震対策計画」の一環として、マンホールトイレの整備を位置付け、避難所である中学校（下水道計画区域内の 38 校）を対象に整備を行うこととした。マンホールトイレは 1 校あたり 5 基（そのうち 1 基は車いす用）整備を行い、平成 28 年 4 月 1 日時点で 4 校、計 20 基のマンホールトイレの整備が完了していた。
- ・ 今回の震災では、平成 28 年 4 月 16 日の本震後、同日の午前中までに 4 校すべての中学校へのマンホールトイレの設置が完了した。
- ・ 設置後は利用者も多く、使いやすいと好評であり、避難所の利用状況あるいは水道の復旧状況に応じて最長で平成 28 年 5 月 20 日まで利用を継続した。



図 マンホールトイレの設置状況

（出典）熊本市上下水道局「熊本地震におけるマンホールトイレの活用～避難所の生活環境向上に向けた取組～」

### ○緊急輸送道路の耐震補強

- ・ 震災前から、道路・橋梁の防災に関する事前の取組を行っていた。
- ・ 震災時には、緊急輸送道路の橋梁については応急的な耐震補強を終えていたため、落橋等の重大な被害に至らず、一定の効果があったものと考えられる。

## 【20160147】 自主防災組織体制の充実と備蓄の実施（南阿蘇村）

- ・ 平成 24 年 7 月の九州北部豪雨で、立野地区は孤立状態となったことを契機に、震災前から自主防災組織体制の充実、備蓄等を進めていた。このため、発災直後、被災住民への生活への影響は軽減された。

### (13) 道路・交通基盤等の復興

#### 【20160148】大規模災害復興法・道路法に基づく直轄代行による道路復旧（熊本県）

##### ①道路法に基づく権限代行業（国）：国道325号

- ・ 熊本地震災害により大規模な斜面崩壊が発生し、国道 57 号が崩落するとともに、阿蘇大橋が落橋した。国道 57 号から国道 325 号への接続部分が阿蘇大橋であり、阿蘇大橋の復旧にあたっては、高度な技術を要する大規模な橋梁が含まれるとともに、活断層に隣接するという特殊な地理的状況にあり、高度な技術力と活断層対策、無人化施工等高度な機械力が必要とされた。
- ・ このため、熊本県は、道路法第 13 条第 3 項の規定に基づき、国に対し直轄権限代行の要請を行い、国の承認を経て、平成 28 年 5 月 9 日に県に通知された。主な経緯は下表に示す通り。
- ・ 本事業は、本震発生後、道路法でも代行が実施可能であること等を鑑み、道路法に基づき代行要請を行ったものである。
- ・ 代行業の実施に際しては、「国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会」を設置し、大学等有識者らとともに、国、県の協議体として平成 28 年 5 月から平成 30 年 3 月にかけて計 4 回開催し、復旧方法の調整・決定を行った。
- ・ また、用地買収が生じることや地元的主要アクセスルートである点を考慮し、地元説明会を 2 回開催した。その後、工事、用地買収に着手し、阿蘇大橋ルートは令和 2 年度の全線開通を目標として工事が実施されている。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年	4 月 14 日	・前震
	16 日	・本震により大規模な斜面崩壊が発生。国道 57 号の崩落とともに阿蘇大橋が落橋
	23 日	・国に対し「平成 28 年熊本地震に関する緊急要望」を提出 この中で国道 325 号の早期復旧を直轄事業に進めることを要請
	5 月 9 日	・道路法に基づく国による直轄代行の決定
	12 日	・第 1 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催
	16 日	・今後の復旧方針について国と協議
	7 月 5 日	・第 2 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (阿蘇大橋の架け替え I を現位置の下流側に決定)
	29 日	・第 3 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (阿蘇大橋の橋梁形式を「PC 3 径間連続ラーメン箱桁橋」に決定)
	8 月 20 日	・地元説明会開催 (計画概要・現地測量等の説明)
	9 月	・構造決定後、橋梁への歩道の新設について国と協議
	10 月 30 日	・地元説明会開催 (計画・用地買収等の説明)
	11 月 9 日	・工事用道路工事着手開始
	12 月	・用地買収着手開始
平成 29 年	4 月 16 日	・阿蘇大橋ルートについて「平成 32 年度全線開通目標」を国が公表
	10 月	・上下部工事のための進入路工事完成
平成 30 年	3 月 23 日	・第 4 回国道 325 号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (地質調査に基づく渡河部橋梁形式を決定)
令和 2 年		・年度内の完成を目標として復旧工事中

(資料) 熊本県資料より作成





図 国道 325 号阿蘇大橋架け替え位置と橋梁形式

(出典) 国土交通省「国道 325 号阿蘇大橋の橋梁形式について～ PC 3 径間連続ラーメン箱桁橋に決定～」(http://www.mlit.go.jp/common/001140415.pdf)

②大規模災害復興法に基づく権限代行事業(国): 県道熊本高森線

- ・ 県道熊本高森線は、トンネルの壁面剥落や複数の橋梁損傷により約 10 キロの区間が通行止めとなるなど、大きな被害を受けた。災害復旧について、熊本県は大規模災害復興法に基づく代行を国に要請し(5 月 13 日)、同日付で国による直轄代行が決定し、全国で初めて大規模災害復興法に基づき国の代行事業として災害復旧が行われた。
- ・ 行政と専門家からなるプロジェクトチーム(PT)を設け、著しい損傷を受けた道路構造物の詳細な損傷状況調査や復旧工法の検討を行いながら、6 橋梁、2 トンネル及び土工部の復旧工事を段階的に通行を再開させながら進め、令和元年 9 月 14 日に全線で復旧完了し、開通した。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年	4 月 16 日	・ 本震によりトンネルの壁面剥落、複数の橋梁損傷により約 10 キロの区間が通行止め
	5 月 10 日	・ 熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定(10 日閣議決定、13 日施行) ・ 代行事業申請様式の提供
	5 月 13 日	・ 特定災害復旧等道路工事施工要請書の提出(権限代行事業の要請)
	〃	・ 大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
	6 月 1 日	・ 被災構造物の測量・設計着手開始
	3 日	・ 進入路確保のための工事着手開始
	14 日	・ 熊本地震道路復旧に向けたプロジェクトチーム(PT)を発足
	12 月 24 日	・ 俵山トンネル、南阿蘇トンネルが迂回路等を利用し暫定開通
平成 29 年	12 月 14 日	・ 鳥子地区区間(2.3km)の復旧完了、部分開通
平成 30 年	7 月 20 日	・ 桑鶴大橋区間(270m)の復旧完了、部分開通
令和元年	8 月 3 日	・ 俵山大橋の復旧完了
	9 月 14 日	・ 大切畑大橋の開通により俵山ルート全線で復旧完了

(資料) 熊本県資料より作成

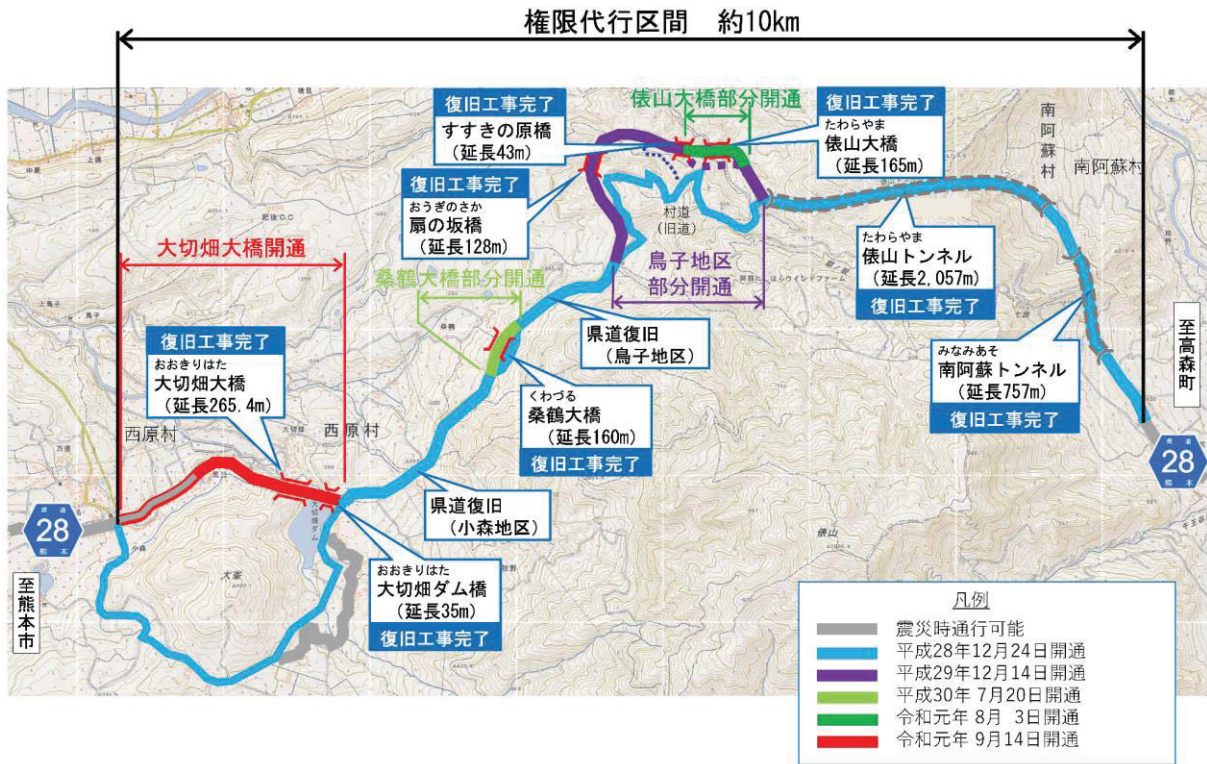


図 俵山トンネルルート の 状況

(出典) 国土交通省九州地方整備局「県道熊本高森線（俵山トンネルルート）概要位置図」  
[http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto\\_r/img/pdf/road\\_28\\_99.pdf](http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/img/pdf/road_28_99.pdf)

③大規模災害復興法に基づく権限代行事業(県): 村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線

- 熊本地震による甚大な被害を受け、南阿蘇村から、村道栃の木～立野線、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の4路線の直轄代行の要望がなされたことを受け、構造物そのものが被害を受け、かつ技術的要件が高いものや規模が甚大なものは国で、その他については県が代行することを基本として調整を行った。
- 結果、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の3路線、復旧延長 5.8km、概算被害額 8 億 5 千万円を対象として県による直轄代行が決定した。
- 池の窪～小河原線が平成 29 年 9 月 1 日に、ゴルフ場～湯の谷線は平成 30 年 8 月 30 日に、喜多～垂玉線は平成 31 年 4 月 16 日に昼間時の片側通行が可能となり、令和 2 年度中の完了を目標として工事が進められている。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年	4 月 14 日	・前震
	16 日	・本震
	5 月 8 日	・南阿蘇村から国・県への要望書の提出
	5 月 10 日	・「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定（10 日閣議決定、13 日施行）
	6 月 10 日	・南阿蘇村から特定災害復旧等道路工事施工要請書が提出（権限代行事業の要請） ・大規模災害復興法に基づく県による直轄代行の決定
平成 29 年	9 月 1 日	・池の窪～小河原線の復旧完了
平成 30 年	8 月 30 日	・ゴルフ場～湯の谷線の復旧完了
平成 31 年	4 月 16 日	・喜多～垂玉線の昼間、片側通行可能に
令和 2 年		・年度中の完了を目標として復旧工事中

(資料) 熊本県資料より作成

#### ④権限代行制度実施上の課題

- ・ 県全体の公共施設の被害箇所は合計で 1,422 箇所、道路だけでも 566 箇所へのぼるなか、土木技術職員が 400 名を切る状況では、人員面でも技術面でもリソースが不足した。その点、権限代行制度の活用により、工事を著しく進捗させることができたことが評価されている。
- ・ 実施にあたっては、事前に代行を実施する主体（国や県）との調整が非常に重要である点が強調された。
- ・ また、権限代行の手続きについて、所定の申請様式等を事前に周知することにより、更に事務手続きの円滑化が図られるとの指摘があった。
- ・ あわせて、権限代行制度については、適用にあたっての根拠法等も含め、事前に代行を実施する主体（国や県）との早期の相談・調整が非常に重要である点が強調された。

#### 【20160149】大規模災害復興法に基づく直轄代行による村道復旧（南阿蘇村）

##### ①実施体制

- ・ 建設課全体で 9 名の職員がいたが、災害対応に多くの人手を取られ、権限代行については、ダム関係の担当職員と建設課長の 2 名で対応した。
- ・ なお、当時、村には技術職員がおらず、土木分野出身の一般行政職員が担当した。

##### ②大規模災害復興法に基づく権限代行事業(国):村道栃の木～立野線

- ・ 村道栃の木～立野線は、南阿蘇村の中心と立野地区を結ぶ生活道路で、熊本地震の発生により村が分断、村唯一の総合病院である南阿蘇立野病院への交通が遮断され、救急搬送等、大きく迂回して移動することを余儀なくされた。
- ・ 村道栃の木立野線の復旧は、高度な技術力を要し、東日本大震災等での復旧工事の経験もある国による施工が不可欠であることから、全国で初めて大規模災害復興法に基づき国の代行事業として災害復旧が行われた。
- ・ 国への要請に至った経緯として、もともとこの地域に建設を予定していた立野ダムの施工の関係で、平成 23 年に九州地方整備局との間で「南阿蘇村における大規模な災害時の応援に関する協定」を締結し、台風発生時等、日頃から国（立野ダム工事事務所）と連携していたことや、村道栃の木立野線の復旧に高度な技術力を要することを踏まえ、要請する流れとなった。
- ・ 要請にあたっては、人員体制・被害額の点で村単独での復旧が難しい理由や、国・県に要望する理由の精査を行うとともに、TEC-FORCE による被災状況調査（村道総延長約 520km のうち、被災箇所 256 箇所、概算被害額 200 億円にのぼった）等の支援も活用しながら、要望書を平成 28 年 5 月 8 日に提出した。
- ・ 応急復旧工事は約 1 年 3 ヶ月の間実施され、平成 29 年 8 月 27 日に通行を再開した。
- ・ 復旧後は立野地区へのアクセスが改善し、南阿蘇村役場から立野交差点までの所要時間は約 10 分に改善された。また、大津町・高森町へのアクセスが改善（大津町－南阿蘇村－高森町（1 時間））、南阿蘇村での最大渋滞距離が約 1,090m（震災直後）から約 300m（開通後）と緩和された。
- ・ 平成 29 年 9 月時点で、南阿蘇村から熊本 IC までは約 35 分、南阿蘇村から熊本セントラル病院（大津町）は約 44 分（震災直後）から 28 分（開通後）と、約 16 分短縮された。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年	4 月 14 日	・前震
	16 日	・本震
	18 日	・TEC-FORCE による被災状況調査
	5 月 8 日	・県・国への要望書の提出
	10 日	・熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定
	13 日	・村道栃の木～立野線の特定災害復旧等道路工事施工要請書の提出
	//	・大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
	20 日	・権限代行工事開始告示
	24 日	・立野ダム工事事務所（現地事務所）による本省との調整
平成 29 年	8 月 27 日	・長陽大橋ルートの復旧完了、全線開通

（資料）南阿蘇村資料より作成